

岐阜県公報

号 外 (四) 平 成 二 十 五 年 十 二 月 二 十 七 日

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百六号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

延滞金計算方法

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納入金額（1,000
があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金
額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する
については年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間
当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における
十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率
合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手
率に年4%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額
出金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、
1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）
なお、法令又は条例に特別の定めがある場合は、その定めるとこ
した金額によります。

振川町事務所

延滞金計算方法

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納入金額（1,
があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その

円未満の端数

額又はその全日までの期間については、日本銀行法第に年4%の割形の基準割引（延滞金の算出金額がるにより計算	全額を切り捨てる。）に年14.6%の割合（当該期間の属する各別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算し算出金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算出満であるときはその全額を切り捨てる。） ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間についての割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、に年1%の割合を加算した割合） なお、法令又は条例に特別の定めがある場合は、その定めをした金額によります。
000円未満の端数端数金額又はその年の前年に租税特合を加算した割合い場合は、当該特た金額（延滞金の金額が1,000円未いては、年7.3%当該特例基準割合ところにより計算	に定める。
附 則 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に規定する第三号様式により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県会計規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。	